

インテリアコーディネーター二次試験に持ち込める製図用具の一部制限緩和について  
(型板 (テンプレート) の円定規だけのもの)

平成 27 年 4 月 7 日

公益社団法人 インテリア産業協会

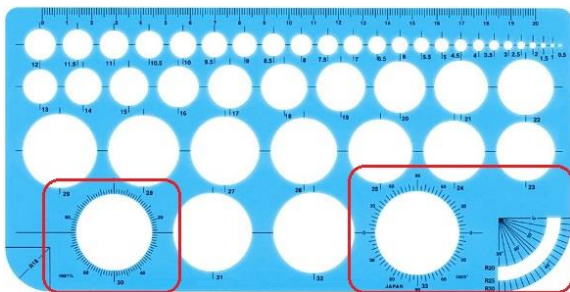
円定規の一部に角度表示・計測ができる機能をもった型板については、試験会場への持ち込み禁止あるいは同機能部分の使用を禁止してきましたが、市販の型板には同機能が付帯したものが多いことから、平成 27 年度 (今年度) (第 33 回) の試験からそのような型板でも持ち込みあるいは使用を認めることとします。

なお、この措置は二次試験の解答ために角度機能を持った型板が必要ということではありませんし、勾配定規の持ち込みは引き続き禁止です。

以上

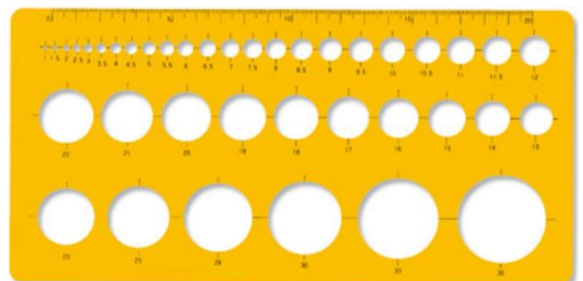
■型板 (テンプレート) の円定規の例 (持ち込み可)

角度機能あり



□ (赤枠) が角度機能部分

角度機能なし



■勾配定規 (持ち込み禁止)

